

違反事業者及び課徴金額一覧

番号	法人番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額 (万円)	課徴金減免 制度の適用
1	5120001077467	株式会社高島屋	大阪府中央区難波五丁目1番5号	代表取締役 木本 茂	○	1, 7 8 0	3 0 %
2	6010001127026	株式会社そごう・西武	東京都千代田区二番町5番地25	代表取締役 林 拓二	○	1, 0 3 4	5 0 %
3	4180001033069	株式会社名鉄百貨店	名古屋市中村区名駅一丁目2番1号	代表取締役 黒野 友之	○	3 7 2	
4	7120001077358	伊藤忠商事株式会社	大阪府北区梅田三丁目1番3号	代表取締役 鈴木 善久	○	—	(注3)
5	8010601042176	オンワード商事株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目10番 10号	代表取締役 田村 保治	○	—	
6	1010001057351	丸紅メイト株式会社	東京都千代田区神田錦町三丁目20 番地	代表取締役 片山 貴文	—	—	(注3)
合計					5 社	3, 1 8 6	

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注3) 課徴金減免申請を行った者であるが、独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため、課徴金納付命令の対象とはなっていない。